

① ないさい 内済 もめごとを表さたにしない

て解決すること。特に江戸時代の和解。江戸幕府が私人間の紛争解決の基本に据えたのは、奉行所の裁許判決に基づく決着でなく、当事者の互譲・妥協による内々の話し合い解決、つまり内済であった。この背景には、民事上のもめごとは当事者の私利私欲に由来し、これにつき御上の手を煩わすのは、公儀を恐れざる不遜な行爲であるという、民事裁判に対する独特の考え方の存したことを挙げねばならないが、なお裁判に伴う龐大な経費と貴重な農耕時間の浪費が村方衰微の因となる危険があったこと、双方納得すべし解決こそが、実効性確保のうえで最高とされたこと、さらに、村落共同体規制のためには、村役人などの村内有力者を扱人(嚔人、あつかいにん)とする内済が最上とされたことも見落せない。特に支配者が反封建的な債権関係とみなした金公事(かねくじ)債権(利子付き無担保の金銭債権)や、村落内部の秩序維持上熟議解決が要求された論所(地境論、水論)では内済が強く勧奨された。内済は、訴え提起前はもちろん、裏判送達後差日到来前(裏書中内済)、さらに裁判開始後(吟味中内済)と訴訟の全過程で試みられ、訴え受理に際し、掛り奉行が訴状に施した目安(訴状)裏判には内済勧奨文言が記され、金公事債権では差日到来前に内済が整えば、片済口証文(原告のみの署名・捺印の、内済成立に伴う訴え取下げ願書)の提出という便法が認められ、また裁判開始後は、裁判役人が扱人のこと役割をも演じ、しばしば脅迫まがいの説得により内済を成立させ、内済が成立する可能性があれば何度も裁判の日延期を許可した。しかし、かかる内済の偏重により、姦訴・逆訴などのいわゆる公事だくみ

なにごころない【何心無】形口因なにごころなし【形ク】①何の深い意図・配慮もない。なにげない。

【参考文献】小早川欣吾「近世民事訴訟制度の研究」、石尾芳久「日本近世法の研究」、中田薫「法制史論集」三、服藤弘司「地方支配機構と法」、同「近世民事裁判と公事師」(大竹秀男・服藤弘司編「高柳真三先生頌寿記念纂藩国家の法と支配」所収)、牧健二「近世武家法の和解及び調停」(北村五良編「斎藤博士還暦記念法と裁判」所収)、金田平一郎「徳川時代に於ける訴訟上の和解」(史苑)一〇二・三、大竹秀男「近世水利訴訟法における「内済」の原則」(法制史研究)一、高柳真三「和解主義に立つ裁判」(中央公論)五六〇四、金指正三「江戸時代の難船内済について」(社会経済史学)二五〇五 (服藤 弘司)

『国史大辞典』(吉川弘文館)

④

② 広島藩の林野支配

林野の支配機構 林野の支配機構も、この時期に漸次整備されていった。寛永十五年(一三三〇)には城下白島に運上場が置かれ、慶安三年(一六五〇)には、山奉行が設けられている。また村方では郡に二、三名の惣山守、村ごとに一名の小山守が置かれ、領内の林野の管理・支配にあたっている(『日本林制史資料』。こう

⑤

こくいん【極印】(名)「こくいん」とも ①金銀貨や器物などの品質を保証するために打つ印形。また、貴金属に、盗難予防や偽造を防ぐために打つ印をもいう。こくい。こくい。\*歌舞伎・梅柳若葉加賀染

⑥

ききすます【聞済】(他サ四)残らず聞く。ことごとく聞いてしまふ。\*太平記一七・京都兩度軍事「此のききすます【聞済】(他マ四)「ききすむ」とも)聞きとどける。承諾する。\*歌舞伎・彩入御伽草(おつま八

⑧

ふしまり【不締】(名)取り締まりが行き届かないこと。\*夜明け前(島崎藤村)第二部・上・三・一「不締りのないやうに致せ」(突道篇)②

⑨

まげて【曲・枉】(副)【動詞】まげる(曲)の連用形に助詞「て」が付いてできたもの。道理をまげて、の意から)自然な道理に従うと実現しがたい望みを、道理に逆らっても実現させてほしい、と強く訴える感情を表わす語。無理にも。是が非でも。\*大唐三蔵玄奘

⑩

ひたすら【只管一向】(形動)そのことだけに意を用いるさま。いわずであるさま。ひたすら。\*書

⑪

ちようもと【帳元】(名)【帳簿】の総元締めの意味 ①金銭の收支や勘定などの帳簿をつかさどる役目。また、その人。金銭出納の責任者。\*土(長塚節)五「其の内に帳元から葉書が来た」②江戸時代

⑫

たいと【大度】(名)①(形動)心の広いこと。度量の大きいこと。また、そのさま。大量。大度量。\*文華

か横行し、特に公事師・公事宿の跳梁という悪弊を招き、往々にして理運ある者が泣き寝入りするという事態がみられた。なお刑事事件でも、内済による解決が図られる場合が存した。↓扱(あつかい) ↓金公事(かねくじ)

についての布達をだしており、しかも毎年これに対して請書を提出させるようになっていた。いま元禄四年(一六八七)の賀茂郡竹原下市村の場合をあげておく  
竹原書院図書館蔵「竹原下市覚書」(元禄四年)

於御建山、不寄何木御切手無御座候而伐り申間敷候、尤下刈一切仕間敷事

御建敷是又念ヲ入可申事

一野山・腰林ニ而茂、松・榎・桐・槐・楠・柏・榿・杉・檜・栗之分、御切手無御座候而伐り申間敷候

付、かくい一切掘り申間敷候、(中略)

一野山・草山之内、竹木立可申所有之候へ、早速注進可申事

一御建山之儀者不及申、野山・草山少も焼申間敷候、(中略)

一薪・肥草刈申刻、山ニ而喧嘩口論堅止可仕候事

右之通被仰付、儘ニ承知仕候、末々ニ至迄手堅可申付候、兼而方角能所ニ山守定め、毎日見廻り、諸事庄屋・組頭・山守令吟味、念ヲ入立可申候、自然此旨相背もの御座候而、伐り跡有之候へ、早速穿鑿仕注進可申候、若隱置御見頭、又者他之訴人有之候へ、被遂御詮儀、御公儀へ被仰上、急度越度可被仰付、旨長奉存候、於其時、何角之御断り申間敷候、為後日如件

③ 広島藩の林政機構

享保期の林政機構 ここで山方の機構と職務について概観しておこう。享保十二年に山方の職務が郡廻り兼任となったとき、その職務は次の三部に分担させられている「吉良公御代記」巻二十三上

(1) 林野の管理——代官所管

(ア)御建山・御留山改帳保管と同山の管理。(イ)御建山・山札の管理。(ウ)御建山・御留山の伐採、風折・雪折等損木調査。山火事現場検証の際に歩行・番組を派遣。(エ)在方からの材木・炭・薪の伐出し、柴草刈取願等の出願受理と許可証の下付。(オ)山論の調停・吟味等。

(2) 林野の植林——植木奉行所管

(ア)領内林野の植生状況と荒廃林野の調査と植林。(イ)領内各種別林野の境界の調査と確定。(ウ)種苗の準備。

(3) 材木・炭等の管理——材木場所管

材木場には、材木受私奉行がおかれていたが、享保十年、材木奉行(徒士組)が置かれて、山奉行(郡廻り・勘定奉行)の監査をうけて仕入方・払方(材木場諸歩行組)事務を統括した。  
 (ア)藩用材・炭の伐出し用仕入銀貸渡。(イ)藩用材・炭の検査と受取・保管。(ウ)作事方・普請方等の藩庁用材の請払。  
 (エ)藩家臣団入用材木・炭の払下げ。(オ)城下材木問屋への払下げ。(カ)鍛冶炭の大坂積寄せ。(キ)諸口屋運上・十歩一銀等の歩銀の収納。

⑬ れんびん【憐憫・憐愍】「名」あわれむこと。なきけをかけること。あわれみ。れんみん。\*夜明け前へ鳥崎

⑭ こっしよ【忽語】「名」①たちまちに消滅すること。たちまち尽きること。\*春秋左伝「文公五年、卓陶庭堅不祀忽語」\*史記「管蔡世家贊」如公孫彊不修厥政、叔鐸之祀忽語 ②上(かみ)の命令などをないがしろにすること。おろそかにすること。なおざりにすること。軽んずること。\*本朝文粹「一三、勸学会

すぐさま【直様】「名」まっすぐ。\*太平記「二三、大森彦七事、山頼(ぎは)の細道を直様(スグサマ)に通るに」

⑮ 副【副】ある時間に続く他の時間の間のきわめて短いさまをいう。すぐに。ただちに。すぐもの。\*詞葉新雅「スグサマとりあへず」\*俳諧、随斎

⑯ ほんごう【本郷】「名」①その人の生まれた土地。生まれ育った国。故郷。本土。本国。\*続日本紀「天平二年六月庚午、大原采女勝部鳥女、還本郷」\*三國伝記「三、三、軽しからず速に本郷に帰りて海内流伝し玉へとて」 ②ある郷の一部で、最初に開けてその付近の発展の基礎となった土地。もとむら。 ③諸郷のうち、諸役所のあった村。もとむ

④～⑯ 『日本国語大辞典』(小学館)

⑰ 手紙【てがみ】「名」しめ

手紙【てがみ】しめ。①合わせた総量。合計。「メ高」①和紙などを、千枚を単位として数える助数詞。「半紙一メ」②手紙の封をした上に記す文字。③紙の裏面に記す文字の崩れたものという。

『角川大辞源』

P 2 1

沼田郡八木村流失材木しらべ方役人共添え書き付け

沼田郡

覺

八木村

一先月廿三日出水に付き山県郡御用材木取り流れ候趣に付き、取り留め置き候者は之れ無きやの旨お触れしらべの趣を以て早速村内川筋得(とく)と相しらべ申し候処、取り留め置き候者一向御座無く候。然る処右流失材木四五本当村鳴る辺において差し留め、既に割り砕き候もの之れ有る旨お聞きに及ばさせられ、役人共お呼び出し、しらべ方の儀御示談の趣畏(かしこ)み奉り候。之れに仍り右鳴る辺百姓共呼び出し得と相しらべ申し候処、右流失材木差し留め

P 2 2

候者は勿論、見及び聞き及び候ものも一向御座無く候。尤も同所百姓金右衛門と申す者世帯向き用便として先月廿六七日頃可部辺へ参り、帰りの節今井田村あら下と申す所より自分の持ち船にて当村下も辺鳴るへ棹渡り候処、同所敷下川岸に長さ凡そ式三尺計り之れ有る片ぞげの切れ木流れ懸り居り申し候。何心なく拾い帰り、薪に打ち割り候だけ大束抱え位の儀其の儘家妻に積み置き之れ有るを、当月初め頃山県郡筏乗り平八・林蔵と申す者見当たり、御用材木の由を以て右割り木の内お極印之れ有る分三割れ撰び出し、同所百姓六右衛門へ預け(置き申しか)候段

P 2 3

申し出仕り候。去り乍らお極印付きの御用材木に式三尺計り(の切れか)木之れ有るべき様御坐無く候に付き、自然右流失材木取り留め、小切れにして薪に打ち砕き候もの共には御座有るまじきやと甚だ以て疑念の至りに付き、右預け置き候割り木の木柄(きがら)得と見合わせ申し候処、栗角にて古木体に相見え三割れにお極印等しき跡幽(かす)かに相見え候に付き、早速役人共不意に罷り越し、金右衛門毛廻りは申すに及ばず、鳴る郷一統綿密に見糺(みただ)し申し候らえども、少しも不審筋の儀御座無く候に付き、当村川筋は勿論隣村の川筋迄も色々聞き探り見申し候らえども、一向手懸り筋出来

P 2 4

申さず候。就ては金右衛門初め鳴る郷百姓共再三呼び出し、段々稠(きび)しく相しらべ申し候らえども、前文申し出候通り少しも相違御座無く候旨手堅く申し出、猶金右衛門身前潔白の段は同郷外百姓共きつと請け合い出、則ち別紙連名口上書差し出し申し候通り相違御座無く候間、此の度の儀は格別のお慈悲を以て各々様お手元限り御内分お聞き済み成し遣わさせられ下され候らわば今度の御恩儀報しのため、自今の儀は居村は勿論、川向かい他村迄も少しも油断無く心を附け、不締(ふしまり)筋出来申さざる様取り計わせ申すべく口候之間、恐れ乍ら

P 2 5

此の度の儀は枉(まげ)てもお手元限り御内分お聞き済みの程只管(ひたすら)厚く希い上げ奉り候。私共においても平常示し方不行き届きに相当たり候段甚だ以て恐れ入り奉り候。仍て右調べ書きを以て此の段お歎き申し上げ奉り候。以上。

辰閏十一月

当分庄屋  
文左衛門  
庄屋格字頭  
忠左衛門  
与頭  
武三郎  
同  
六兵衛

お山方  
御帖元衆中様

P 26

沼田郡八木村流失材木の儀に付きお請け書き付け

沼田郡

覚

八木村

一十月廿三日出水に付き流失の御用材木四五本当村

鳴る辺において取り留め、既に薪に割り砕き候者之れ有る趣

お山方に於てお聞きに及ばさせられ候趣を以て、私共儀は鳴る郷に在住

罷り在り候に付きお呼び出し、段々稠(きび)しくおしらべの趣畏み奉り候。

P 27

右流失の御用材木取り留め候者は勿論、見及び聞き及び

候者も一向御座無し。尤も金右衛門儀同月廿六七日頃用事

之れ有り。可部辺へ参り、帰りの節今井田村あら下と申す

所より自分持ち船にて当村下も鳴るへ棹(さお)渡り申し候処、同所

敷下川岸に長さ凡そ二三尺計り之れ有る片そげにて古木

体の切れ木流れ懸り居り申し候に付き、何心(なにごころ)なく拾い帰り

薪に打ち割り、此れだけ大束抱え位の儀其の儘居室の

家妻に積み置き之れ有るを、山県郡加計村筏乗り平人。

P 28

林蔵と申す者見当たり、御用材木の由を以て右割り木

の内お極印之れ有る分三割れ撰び出し六右衛門へ預け置き申し

候に付き、其の段早速村方へ申し出仕り候処、割り木の木柄

得とお見合わせ下され候通り栗角にて、右預け置き候三割れに

お極印等しき跡幽かに相見え申し候らえども、勿論お極印付きの

御用材木に二三尺計りの切れ木之れ有るべき様御座無く候に付き、

自然取り留め材木小切れにして薪に打ち砕き候儀には之れ無きや

の旨御不審思し召され、不意に御出浮、金右衛門宅廻りは

P 29

勿論、鳴る郷一同綿密にお見しらべ下され候らえども、少しも

不審体之れ無き段は具(つる)さにお見届け下され候通りに御座候。

本人金右衛門においては右の次第、切れ木乍らお極印付きの

御用材木薪に打ち砕き候段言語道断、狼藉の至り

に付き如何(いかが)御糺明仰せ付けられ候ても鬼口(どこう)申し上ぐ分御座無く

恐れ入り奉り候に付き、此の度の儀は格別のお慈悲を以て御内済(ないさい)の儀只管厚くお歎き申し上げ奉り候処、御大度(たいど)の御憐愍(れんびん)を以てお山方限り御内分お聞き済み成し遣わさせられ、御宥免蒙り奉り

P 3 0

候段仰せ聞かせられ、本人は申すに及ばず、私共一同御冥加の程有り難き仕合せに存し奉り候。然る上は今度の御恩儀御報謝の為め平常締り合いの儀私共厚く申し値(あ)い、自今洪水の節私共手分け怠らず、川筋見廻り仕り、流れ材木始め都(ずべ)て御用材木鳴る辺は勿論、川下、川向い村々へ流れ懸り候らわば、自他の差別無く見当たり次第早速手やり(てじまり)仕り、木教等相改め、直様(すぐさま)其の段村方伝い御註進申し上げべく候。自然見遣し、忽緒(こつしよ)に差し置き候様の儀御座候らわば、□聞こし召させられ

P 3 1

次第如何体仰せ附けられ候共兎口申し上げ分御座無く候。私共互いに請け合いに相立ち、幾重立ち働き候ても油断無く締り合い取り計らい、御安氣相備え候様仕るべく候間、恐れ乍ら此の段は各々様より宜しくお請け合い仰せ上げられ下さるべく候。其の為め組合長百姓中請け合いに相立ち、お請け証文差し上げ申し候。以上。

鳴る百姓

辰極月

金右衛門

同

六右衛門

同

甚八

P 3 2

同

三右衛門

同

丹藏

お請け合い組合長百姓

善右衛門

庄屋

文左衛門殿

庄屋格字頭

忠左衛門殿

与頭

武三郎殿

同

六兵衛殿

前書の通り金右衛門儀不埒の取り計らい仕り候段□□後悔

P 3 3

誤り出恐れ入り奉り、御内済の儀歎き出申し候に付き其の段厚くお歎き申し上げ遣し候処、御大度のお慈悲を以て此の度の儀は各々様限り御内分お聞き済み成し遣わさるべく段仰せ聞かせられ、鳴る郷百姓共は

勿論、私共に於ても千万有り難き仕合せに存じ奉り候。猶目今の儀  
別して手堅く相示し、則ち別紙お請け証文取り差し上げ申し  
候通り少しも相違御座無く、村役人共お請け合いに及び、きつと  
締り合い取り計らい申すべく候。就ては村内川筋百姓共は勿論  
本郷百姓共迄も手堅く相示し、お請け印形私共手元へ

P 3 4

請け取り置き申し候。其の為めお請け合添之証文差し上げ申し候。以上。

辰七月十九日

当分庄屋

文左衛門

庄屋格字頭

忠左衛門

字頭

武三郎

同

六兵衛

お山方

お帖元衆中様

P 21

沼田郡八木村流失材木しらへ方役人共添書附

覺 沼田郡 八木村

一先月廿三日出水二付山県郡御用材木取流候趣二付、取留置候者へ  
無之哉之旨御触しらへ之趣を以早速村内川筋得斗相しらへ  
申候処、取留置候者一向無御座候、然ル処右流失材木四五本当村  
鳴ル辺におゐて差留メ、既割砕キ候もの有之旨被為及御聞、  
役人共御呼出シ、しらへ方之儀御示談之趣奉畏候、仍之右鳴ル辺  
百姓共呼出シ得斗相しらへ申候処、右流失材木差留メ

P 22

候者へ勿論、及見及聞候ものも一向無御座候、尤同所百姓金右衛門と  
申者世帯向為用便先月廿六七日頃可部辺江参り、帰りの節  
今井田村あら下夕と申所方自分之持船二而当村下モ辺鳴ルへ棹  
渡り候処、同所敷下夕川岸ニ長凡式三尺計り有之片そげ之  
切レ木流懸り居申候、何心なく拾ひ帰り、薪ニ打割候たけ大東  
菅抱位之儀其儘家妻ニ積置有之を、当月初頃山県郡  
筏乗平八・林蔵と申者見当り、御用材木之由を以右割木之内  
御極印有之三分三割と撰出シ、同所百姓六右衛門江預ケ<sup>(置申カ)</sup>候段

P 23

申出仕候、乍去御極印附之御用材木二式三尺計<sup>(之切レカ)</sup>候<sup>□□□</sup>木可有之  
様無御座候二付、自然右流失材木取留メ、小切レニ之薪ニ打砕キ  
候もの共ニハ有御座間敷哉と甚以疑念之至二付、右預ケ置候  
割木之木柄得斗見合せ申候処、栗角二而古木体ニ相見へ、  
三割レニ御極印等敷跡幽ニ相見へ候二付、早速役人共不意ニ  
罷越シ、金右衛門宅廻りへ不申及、鳴ル郷一統綿密ニ見糺シ  
申候得共、少も不審筋之儀無御座候二付、当村川筋へ勿論  
隣村之川筋迄も色々聞探り見申候得共、一向手懸り筋出来

P 24

不申候、就而へ金右衛門初メ鳴ル郷百姓共再三呼出シ、段々  
稠敷相しらへ申候得共、前文申出候通少も相違無御座候旨  
手堅ク申出、猶金右衛門身前潔白之段へ同郷外百姓共  
急度請合出、則別紙連名口上書差出申候通相違  
無御座候間、此度之儀者格別之御慈悲を以各様御手元限り  
御内分御聞濟被為成遺被下候へ、今度之御恩儀報シ  
之ため、自今之儀者居村へ勿論、川向イ他村迄も少も  
無油断心を附、不締筋出来不申様取計せ可申<sup>(候カ)</sup>間、乍恐

P 25

此度之儀（狂刃）も御手元限り御内分御聞濟之程只管  
厚奉希上候、私共三おおもても平常示し方不行届二  
相当り候段甚以奉恐入候、仍而右しらへ書を以此段御敷  
奉申上候、以上

展間十一月

当分庄屋 文左衛門  
庄屋格与頭 忠左衛門  
与頭 武三郎  
同 六兵衛

御山方  
御帖元衆中様

P 26

沼田郡八木村流失材木之儀三付御請書附

沼田郡 八木村 覚

十一月廿三日出水三付流失之御用材木四五本当村  
鳴ル辺三おおもて取留メ、既新三割碎キ候者有之趣於  
御山方被為及御聞趣を以、私共儀ハ鳴ル郷三在住  
罷在候三付御呼出シ、段々稠敷御しらへ之趣奉畏候

P 27

右流失之御用材木取留候者ハ勿論、及見及聞  
候者も一向無御座、尤金右衛門儀同月廿六日頃用事

有之、可部辺江參、帰リ之節令井田村あら下と申  
所方自分持船二而当村下干鳴ル江棹渡り申候處、同所  
敷下夕川岸三長凡三尺計リ有之片そけ二而古木  
体之切シ木流懸り居申候三付、何心なく拾ひ帰リ  
薪三打割、此たけ大束者抱位之儀其儘居宅之  
家妻三積置有之を、山県郡加計村復乗り平八。

P 28

林藏と申者見当リ、御用材木之由を以右割木  
之内御極印有之分三割シ撰出シ六右衛門江預置申  
候三付、其段早速村方江申出仕候處、割木之木柄  
得斗御見合せ被下候通り栗角三而、右預置候三割シ  
御極印等敷跡幽三相見申候得共、勿論御極印附之  
御用材木二三尺計リ之切シ木可有之様無御座候三付、  
自然取留メ材木小切シニ又薪三打碎キ候儀二ハ無之哉  
之旨御不審被思召、不意三御出浮、金右衛門宅廻リハ  
29  
勿論、鳴ル郷一同綿密三御見しらへ被下候得共、少も

不審体無之段ハ具ニ御見届被下候通りニ御座候、  
 本人金右衛門ニおゐてハ右之次第、乍切レ木御極印附之  
 御用材木薪ニ打碎キ候段言語道断、狼藉之至  
 ニ付如何御糺明被仰附候而も兎口申上分無御座  
 奉恐入候ニ付、此度之儀ハ格別之御慈悲を以御内濟  
 之儀只管厚御歎奉申上候処、御大度之御憐憫を以  
 御山方限り御内分御聞濟被為成遣、奉蒙御宥免

P 30

候段被為仰聞、本人ハ不及申、私共一同御冥加之程  
 難有仕合ニ奉存候、然ル上ハ今度之御恩儀為御報  
 謝平常締り合之儀私共厚申値、自今洪水之  
 節私共手分ケ不怠、川筋見廻り仕、流材木始都而  
 御用材木鳴ル辺ハ勿論、川下モ川向ひ村々江流懸り  
 候ハ、自他之無差別見当り次第早速手ヅ仕、木敷等  
 相改、直様其段村方伝ひ御註進可申上候、自然  
 見遣シ、忽緒ニ差置候様之儀御座候ハ、口被為聞召

P 31

次第如何休被仰附候共兎口申上分無御座候、私共  
 互ニ請合ニ相立、幾重立働候而も無油断締り合  
 取計、御安氣相備候様可仕候間、乍恐此段ハ各様方  
 宜ク御請合被仰上可被下候、為其組合長百姓中  
 請合ニ相立、御請証文差上申候、以上

辰極月

鳴ル百姓  
 金右衛門  
 同  
 六右衛門  
 同  
 甚八  
 同  
 三右衛門  
 同  
 御請合組合長百姓  
 丹藏  
 善右衛門

P 32

庄屋  
 文左衛門殿  
 庄屋格  
 与頭  
 忠左衛門殿  
 与頭  
 武三郎殿  
 同  
 六兵衛殿

前書之通金右衛門儀不埒之取計仕候段口口後悔

P 33

誤出奉恐入、御内濟之儀歎出申候ニ付其段厚御歎  
 申上遣之候処、御大度之御慈悲を以此度之儀ハ各様限り

御内分御開済可被成遣段被為仰聞、鳴元郷百姓共ハ

勿論、於私共も千万難有仕合三奉存候、猶自今之儀

別而手堅之相示之、則別紙御請証文取差上申

候通り少も相違無御座、村役人共及御請合、急度

縮り合取計可申候、就而八村内川筋百姓共ハ勿論

本郷百姓共迄も手堅之相示之、御請印形私共手元ハ

P 34

請取置申候、為其御請合添証文差上申候、以上

庄屋 文左衛門

庄屋格 与頭 忠左衛門

与頭 武三郎

同 六兵衛

辰七月十九日

御山方

御帖元衆中様



